

(様式第2号)

平成27年度第4回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成27年7月24日(金) 9:30 ~ 12:00
場 所	北館2階 第3会議室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 岩本 洋子 委 員 大久保 規子 委 員 大月 一弘 委 員 武田 雄三 欠席委員 伊藤 明子 事 務 局 山口部長, 田中課長, 吉田係長, 矢代主事, 山西主事, 中島主事補
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからカ及びクの異議申立ての案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

イ 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

- ウ 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について
- エ 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について
- オ 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について
- カ 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について
- キ 社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報保護に関する芦屋市個人情報保護条例の一部改正について
- ク 平成27年4月13日付け芦総文第23-2号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成27年6月10日付け）について
- ケ 「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」の制定について
- コ その他

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

- (1) 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
 - ア 事務局より説明を行った。
 - イ 部分開示決定及び不開示決定の妥当性について審議を行った。
 - ウ 継続審議とした。
- (2) 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立

- て（平成26年3月28日付け）について
- ア 事務局より説明を行った。
- イ 不開示決定の妥当性について審議を行った。
- ウ 継続審議とした。
- (3) 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について
- ア 次回審議とした。
- (4) 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について
- ア 次回審議とした。
- (5) 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について
- ア 次回審議とした。
- (6) 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について
- ア 次回審議とした。
- (7) 社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報保護に関する芦屋市個人情報保護条例の一部改正について

芝池会長 事務局は答申案の答申内容の部分の朗読をお願いします。

田中課長 (答申案朗読)

芝池会長 ありがとうございます。それでは各委員の御意見をお伺いします。
特定個人情報を目的外利用する場合の「同意を得ることが困難であるとき」という条件については、緊急性かつやむを得ない事情という客観的な要件を考慮して解釈し運用することが必要でしょう。

(各委員による文言訂正あり。)

芝池会長 それでは、以上で議題7の審議を終了し、本日付けで答申することとします。

(8) 平成27年4月13日付け芦総文第23-2号個人情報不存決定処分に係る異議申立て(平成27年6月10日付け)について

ア 次回審議とした。

(9) 「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」の制定について

芝池会長 議題9につきましても、前回までの審議内容を踏まえて作成された答申案がございますので、事務局は答申案の朗読をお願いします。

田中課長 (答申案朗読)

芝池会長 それでは各委員の御意見をお伺いします。

岩本委員 答申内容についてですが、所管課が独自利用事務として規定する必要があるかどうかを調査した三つの方針が適切であるかを述べるだけでなく、調査の結果、該当する事務として挙げた利用事務や連携する情報が独自利用事務として規定されることについても適切であるかを述べなくてはならないと思います。

(各委員による文言訂正あり。)

芝池会長 以上で議題9の審議を終了し、本日付けで答申することにします。

閉会